

広島県後期高齢者医療広域連合告示第15号

次のとおり一般競争入札に付することとしたので、広島県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成19年広島県後期高齢者医療広域連合規則第11号。以下「財務規則」という。）第81条の規定により公告する。

令和8年5月14日

広島県後期高齢者医療広域連合長 平谷 祐宏

1 業務の内容

- (1) 業務名
公会計「統一的な基準」対応支援業務
- (2) 業務の内容及び契約の条件等
入札説明書、契約書（案）及び仕様書による。
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所
受注者の事業所、広島県後期高齢者医療広域連合事務局（広島市中区東白島町19番49号）ほか発注者の指定する場所
- (5) 入札方法
入札金額は、総価を記載すること。
- (6) 入札書の記載方法等
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額（10パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本件調達公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (3) 令和6年広島県告示第607号（令和7年から令和9年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって、「2 委託役務関係 61 その他 K コンサルティングサービス」の資

格を認定されている者であること。

- (4) 公認会計士の資格を有している者が、入札参加事業者に在籍していること。また、これらについて証明できる資料等が提出できること。
- (5) 後期高齢者医療広域連合において、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成27年1月23日付総務大臣通知総財務第14号）に基づく次のいずれかの業務を受託した実績を有していること。
 - ア 統一的な基準による固定資産台帳の作成
 - イ 統一的な基準による財務書類の作成

3 入札手続等

(1) 入札説明書及び仕様書等の交付方法

ア 交付方法

後記イの交付場所又は電子メールにより交付する。

なお、電子メールによる交付を希望する場合は、電子メール本文に次の事項を記載するとともに、電子メールの到達を電話で確認すること。

- (ア) 請求者氏名（法人の場合は法人名及び担当者名）
- (イ) 住所（法人の場合は所在地）
- (ウ) 電話番号
- (エ) 告示番号

請求先メールアドレス：kikakuzaisei@kouiki-hiroshima.jp

イ 交付場所

〒730-8626

広島市中区東白島町19番49号 国保会館5階

広島県後期高齢者医療広域連合 総務課 企画財政係

電話：082-502-3007

ウ 交付期間

この公告の日から令和8年5月25日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間、随時交付する。

(2) 入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り、入札に参加することができる。

イ 提出先

上記(1)イの場所

ウ 提出期限

令和8年5月25日（月）午後5時15分

エ 提出方法

持参又は郵送等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律

〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便)による。

ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和8年5月28日(木)午後5時15分までに通知する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 日時

令和8年5月29日(金)午前10時00分

イ 場所

広島県広島市中区東白島町19番49号 国保会館5階

広島県後期高齢者医療広域連合 会議室

ウ 入札書の提出方法

持参に限る。郵送等による入札は認めない。

4 落札者の決定方法

(1) 財務規則第84条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者(開札に立会っていない者を含む。)があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

必要(入札金額の100分の5以上)。ただし、財務規則第82条の規定に該当する場合は、入札保証金の一部又は全部を免除する。

イ 契約保証金

必要(契約金額の100分の10〔契約金額が1,000万円を超える部分については100分の7〕以上)。ただし、財務規則第101条第2項に該当する場合は契約保証金の一部を減額又は全部を免除する。

(3) 入札者に求められる義務

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札、入札書の記載内容に誤りが認められる入札及び財務規則第88条各号に該当する入札は無効とする。

(5) 契約書の作成の要否
要

(6) 入札の中止

財務規則第86条に該当する場合は、当該入札を中止する。

(7) 入札結果の公表

落札者決定後、3(1)イの場所で閲覧により公表する。また、公表内容は以下のとおりとする。

ア 入札の日時及び場所

イ 契約の件名

ウ 全入札者名、落札等に至るまでの入札金額等の入札経緯及び決定内容

エ その他広域連合長が必要と認める事項

(8) その他

入札説明書による。

6 問合せ先

〒730-8626

広島県広島市中区東白島町19番49号 国保会館5階

広島県後期高齢者医療広域連合

総務課企画財政係 電話：082-502-3007

FAX：082-502-7844